

# 寛永期細川領における「地撫」について

松 本 寿 三 郎

## はじめに

近世初期肥後細川領における農村構造の研究は、県立図書館に所蔵する膨大な検地諸帳を対象として幾多の成果を生み出して来た。しかしながら、検地の性格に関する研究は必らずしも十分とは云えないし、従って今迄の研究成果にしても、こんごの検地帳の分析結果如何によっては斑える余地を残しているのであって、検地帳の分析はもつとも基本的な作業とせねばならない。

近世における石高制を考えるに当って、藩的支配と村との間に介在する検地帳は、それ故に単に農民の土地所有の実態を示すばかりでなく、藩的支配と農民との対応の所産でもあり、かゝる意味においても検地の性格を明らかにする必要がある。

今こゝで検地のそれぞれを概観する紙数がないが、肥後の検地はおよそ次の如きものである。

1. 佐々成政の検地 天正一五年領内に検地指出を命ず。
2. 太閤検地 天正一六年一月秀吉は肥後の検地を命じ、三月か

ら四月にかけて検地が行なわれる。

### 3. 加藤氏による検地

イ、天正一七年の検地 天正一七年二月から清正の家臣を検地奉行として行ふ。打出開分を付記。蔵納と給知を別冊とす。

ロ、慶長初年の検地 天正検地の手直しとみられ、天正以後の期を加える。

ハ、慶長九年の検地 幕府に御前帳を提出した際の検地帳で、天正検地を反映しているとされ、実際にこの時検地したものでないという。郷帳高となる。

ニ、慶長中期の検地 慶長八年・一三年を中心に行なわれ、天正以後の開発・鄉村再編成の実態を把握。現高となる。

ホ、寛永期の地撫 慶長中期の検地の手直しと思われるが、検地帳は現存せずいかなる性格のものか明確でない。(第一表参照)

### 4. 細川氏による検地

イ、寛永期の地撫 寛永一〇年から二一年にかけて実施。(第

一表参照)

ハ、宝曆・明和期の地引合・下名寄(8) 宝曆七年三月田添源次郎  
那方横目に任せられ地引合を担当、五月地引合仕法帳が出  
されて実施され、明和六年に終了。

ハ、天保期の地推再地引合 文政八年から安政四年頃にかけて  
宝曆地引合を基礎に地推再地引合がなされた。詳細不明。  
これら諸検地のそれぞれについて基礎的な研究が要請されるので

あるが、本稿では寛永初期細川氏による「地撫」について検討する。

(1) 安藤精一「近世初期肥後国農村の社会構成」(経済理論九)

同「近世九州に於ける農民層の分化」(九州経済史研究第一  
集)、宮川満「後進地域における封建制の展開」(『大関検  
地論第1部』所収)、花岡興輝「近世村落の展開」(『飽  
田町史』)、小野重雄「慶長拾三年肥後国鶴羽田村検地帳」

(商法経論叢10の1) 同「肥後国検地諸帳の分析」(商法経  
論叢10の2)、熊本近世史の会「肥後国検地帳の基礎的研究  
I」(年報熊本近世史昭和50年)

森田誠一「肥後国検地諸帳について」(熊本史学2号)、松  
尾剛「肥後国検地諸帳目録解説」、花岡興輝「肥後の検地  
帳」(熊本史学29号)

(3) 天正十五年十月廿一日豊臣秀吉朱印状(『相良家文書之  
二』)ほか

(4) 「相良統俊肥後国検地覚書」(『大分県史料』8) 所収成恒文  
書)、花岡興輝「前掲論文」

(5) 花岡興輝「前掲論文」、『肥後国検地諸帳目録』(熊本史学

会編)

(6) 熊本県収税風細川興勝編「肥後豊後検地諸帳目録上」

(7) 「全右書」、花岡興輝「地撫と領内巡視」(『城南町史』近  
世)

(8) 『肥後国検地目録』、『肥後先哲偉蹟正統』田添源次郎の項  
「地引合仕法書」(肥後藩史料一)

(9) 藤岡文書(県立図書館蔵) 斎藤家文書(菊池郡合志町)  
花岡興輝「前掲論文」

一

明治初年の「肥後豊後検地諸帳目録上」によれば、寛永期の検地  
諸帳「検地帳」・「見図帳」・「名寄帳」・「地撫帳」・「屋敷  
間数帳」・「蔵納帳」・「小前帳」は一三三五冊であり、そのうち  
一二七二冊は「地撫帳」であった。「地撫帳」は第一表でみるよ  
うに必ずしも細川氏によって作成されたものではなく、入国以前  
にも作成されていた。しかも他に「検地帳」・「見図帳」と呼ばれ  
る検地帳があるところをみると、加藤氏の地撫も細川氏における地  
撫と同様に、村落内部における百姓による均衡の是正を目的とし  
たものであったと思われる。或いは逆に細川氏による地撫は先代加  
藤氏において実施されていた地撫を継承したものといえよう。両者  
の相違は第一表によって歴然とする。すなわち加藤氏治下において  
地撫はごく限られた地域にのみ実施されたが、細川氏の地撫は寛永  
12年(蔵納地)と14~16年(給知)に肥後全域を覆っていることで

第一表 寛永年間における地撫帳（明治初年）

郡	年度	寛永3	寛永5	寛永6	寛永7	寛永10	寛永11	寛永12	寛永13	寛永14	寛永15	寛永16	寛永17	寛永18	寛永20	寛永21	年未詳	
鉤田								5 5		6 2							1	1 1 8
託麻								3 1		5								3 6
宇土					2			4 1		1				2	1	1	1	4 9
玉名						2		8 8		4	1 (1)144		3			1	2	2 4 5
山鹿						3	1	2 3		1 6	3					1		4 7
山本								1 9		2 0	3 0						1	7 0
菊池						1		5 5	3	4 5				1	1			1 0 5
合志								2 8		1								2 9
阿蘇	1 3					2		9 3	3	4 5	1	1	2		2	1	2	1 6 5
上益城		1	3		(2) 2	2		3 3		1 2 0							1	1 6 0
下益城								3 9	1	1 4			1			1	2	5 8
八代					1			1 7		2 6	4 2							8 6
芦北								1 9										1 9
大分								5 5					2					5 7
海辺								2 5										2 5
郡不詳								2									1	3
計		1 3	1	3	2	1 1	1	6 2 3	7	3 5 9	7 7	1 4 5	8	3	5	4	1 1	1 2 7 2

※ (1)目録には「山鹿郡西安寺村」とある1冊は玉名郡に入れた。

(2)寛永10年田畑撫帳益城郡2冊（上島組、村名不詳）を含む。

「肥後豊後 検地諸帳目録上」による。

ある。細川氏はこの地撫によって領内全農村を把握したといえる。

細川氏入國後の地撫には二つの段階が考えられる。即ち、細川忠利は寛永一〇年一月に領内の百姓に高物成・田畠の位盛の提出を命じ、四月には先代蔵納分の高付・給人知高の提出を命じて領内の実態把握に意を注いたが、庄屋・百姓の申立てに不信感をもち「高と物成と庄屋ニ書せ候へハ、又小百姓申候と事之外違申候、又加藤平左衛門古帳之面を見候へハ、是又かはくニ違申<sup>18</sup>」「百姓は免をもらひかくし申候故、何を物成のならし可仕様御座と<sup>19</sup>」述べている。こうした現実をふまえて、四月八日には次の通達を出して耕地の実態把握に乗り出した、

郡中へ可申遣事

- 一、郡中の村中、田はた上中下九段ニ仕候て書上可申候
- 一、さほのむら、一村切ニひろきをせはき所へなし、ろくニ可仕候<sup>(6)</sup> 気むまへニ書付可上候、其上むら有之よし申されて候て候事
- 一、時分ハ百姓之ひま次第ニ尤ニ候、

以上

一、さほノ村出入候ハ、御代官かヨリ奉行承可申聞事

この検地は「一村切にひろきをせはき所へなし、ろくに可仕候」とあるところから、地撫と解せられるし、また同年の地撫帳も現存しているけれども、同年五月の奉行進覺覚書に、実施の範圍を「御検地之儀は幸之広き御郡迄被仰付、其外之御郡ハ其ま、被召置可然奉存候事」と限定しており、細川領全域に行なっていないという点で、後述の寛永一二年以降の地撫と異なる系統のものであるといえる。

現存する寛永一〇年の地撫帳によれば、山鹿郡寺嶋村の場合、蔵納分と思われる二二八石余について彦右衛門以下七人の名跡人ごとに田畠・出作・永荒・田畠高合を書上げたほか新地高・越高・惣高を記載するという名寄帳形式であり、位付は上中下の三等級、石盛も前代のまゝである。これは、同年一月の「村と一帳ニ高何程と番付候分御改難成候、其村之内作人めんニ書付、扱高をくより候へハ帳前うたかひなく候、扱庄屋ハ小百姓へ高物成・田地之上中下・小物成まで書付、判を仕、渡置候へと可申遣候<sup>20</sup>」の指令に応じたものとみられる。

もう一つの「玉名郡内山手永大屋村地撫御帳」は寛永一〇年三月の奥書有するものである。記載の様式は

元中啓反啓畝九歩

中田 拾三間 式拾六間

啓反啓畝九歩 吉右衛門

元中啓畝拾貳歩

中田 七間 六間

啓畝拾貳歩 同人

などの如く、下ケ名・元畝と現畝反別を記したもので、水田については名寄形式をとり、畠地については下ケ名による記載になっている。この村は田畠・屋敷を組と思われる三つのグループに分けて記載するほか、寺嶋村と異なって田畠ともに上・中・下・下の五段に分けている。

また寛永一〇年四月の「山鹿郡古開村田畠名寄帳写」は表題のごとく名寄形式を取るが、寺嶋村と同じく上・中・下の三段の位取りで、高には「先代御免踏高」を記すなど、寺嶋村と同じ記載方法を

取っている。

僅か三例しか残っていないので、これだけでは何とも云えないが、少なくとも表現法・内容に相違があり、統一的になされたものでないことは明らかである。

現段階では加藤氏による地撫に関する史料は全く得られないのでその実態を明らかにし得ないが、第一表によれば加藤氏の地撫は部分的に行なわれたものの如くであり、また当然加藤氏による位取・石盛が採用されているであろうことを考えると、寛永一〇年の地撫のうち山鹿郡寺嶋村の場合は、加藤氏の地撫を踏襲するものであるかも知れない。

他方玉名郡大屋村の地撫は後述の寛永十二年以後の細川氏地撫と同じ基準で行なわれており、その先駆的形態とも云えよう。

- (1) 細川興勝編(熊本県立図書館蔵)
- (2) 安藤精一「近世初期肥後の地撫」(熊本史学4号)
- (3) 明治初年の検地階級の残存実績から推定するが、慶長期の場合同じ基準で行なわれており、その先駆的形態とも云えよう。
- (4) 細川忠利書状(熊本県立図書館蔵)
- (5) 安藤精一「近世初期肥後の地撫」(熊本史学4号)
- (6) 明治初年の検地階級の残存実績から推定するが、慶長期の場合同じ基準で行なわれており、その先駆的形態とも云えよう。
- (7) 合も慶長九(一六〇六冊)・一二年(六三七冊)・一三年(三三四冊)が記録され、それ以外の年は一〇〇冊以下であり、多く残っている年に検地が行なわれ、他は補充・手直し程度であったと思われる。
- (8) 御郡方文書(永青文庫)
- (9) 細川忠利書状(『細川家史料』5)
- (10) 細川忠状書状(魚住伝右衛門宛 部分御旧記―國郡人民之部―永青文庫)
- (11) 御郡方文書(永青文庫)

(12) 花岡興輝「地撫と領内巡視」(城南町史)

(13) 御郡方文書(永青文庫)

(14) 「寺嶋村田畑地撫御帳」(熊本県立図書館蔵二五九〇番)

(15) 御郡方文書(永青文庫)

(16) 熊本県立図書館蔵(三〇二五番)

(17) 全右(二六四七番)

## 二

以上のように寛永一〇年の地撫はその指示にも明確な方針が打出されず過渡的形態を取っていたが、こうした要素が払拭されるのは寛永一一年一二月の「急度申触候御蔵納村と本高新地共」である。これは地撫の位付の雛形を示した上で

一、村切ニ帳面調当廿八九日ニ可被上候、大事之儀ニ候間能と念を入られて、地主五斗三升之小高作り候ものも寄人も寄落申間敷候、先代御検地之上中下ハ入不申候、年々作来り能田地悪敗田地又ハ竿のよしあし迄吟味仕、上中下段と寄人ノ之手前を相極メ、一村切其内ニて小村切ニ御調可被下候、  
(傍点筆者)

とあり、先代加藤氏の位付を否定し、新たに現実の地味に即した上々・上・中・下・下との五段の段取を指示している。そして、竿を入れる必要がある所として「一、先帳も過分ニ敵広キ田地ハ改出シ可申事、一、先帳も過分ニせばキ田地有跡ニ竿を入寄のせ可申候事」をあげている。こゝにおいて始めて地撫の方法が具体的に指示

されたのである。

ついで翌一二年一月一九日には「地撫之儀、先日御蝕ニ付可被相延候得と先日申渡候得共、用水御普請荒おこし差合不申候様ニ候は、可成ほど一村切ニも仕候得と今十九日被仰渡候間、各手永内勝手次第ニ無油断地撫シ可被申付」とし、七月までの内に終了するよう命じた。このことはさうそく江戸の忠利の許に報ぜられたと見え、忠利の書状に「一、國中用水・地ならし・根付之儀申付候ハ、地撫仕廻候ハ、土免之儀可申由、得其意候」とある。地撫は土免極との関係において進められていたことがわかる。

以上のような指示に対して、大庄屋は郡代に次のような請書を出している。その内容は安藤氏の紹介になる寛永一二年以後の地撫帳奥書(26)の文言と類似しているが、地撫の實際にふれるので全文をあげよう。

#### 被仰付地撫請之事

一、宍反ニ付三百歩宛庄屋・百姓立会無相違様念を入組をしらへ宛可申旨奉得其意、私拱手永中小庄屋・御百姓中堅申付候事右前紛たる儀仕置候は、重而從御公義組を御しらへ被成、出分ほど其村中之家数迄もりまし可被成旨奉得其意候、御試之上出分御座候共申分有御座間敷候、手永中宍歩作之百姓迄ニ茂堅申付、手永切ニ御百姓前々書物取置申候事

一、上々・上・中・下・下々之五段ニ地之位可相定旨奉得其意候、地主能地をも悪敷様申候者惣吟味仕、其上依怙を申百姓御座候ハ、地をかへ可申付事

一、御帳面の仕立様、位・畝数・作主迄を書付、石もり不仕、かた書にあさな本帳之上中下・畝数・分米を書付御帳差上可申旨、奉得其意候事

一、坪々ニ五段之位付・何間ニ何間・何畝何歩・作主何ものと銘々名付仕、小村切ニ一紙を宛、先高何拾何丁・分米何百何拾石と書立、当卒之畝反ニ者分米書付申間敷候通り、奉得其意候事  
一、組をはりつめ何尺何寸と御座候処ハ寸を捨、寸分少不足御座候所ハ尺を上何歩を歩、歩之半をすて半歩ニ申所ハ宍歩ニ可仕旨、奉得其意候事

右從御公儀御蝕渡之通別被仰蝕承届候得共、為念重々被仰聞候ニ付御請仕上候、私共手永下々宍歩作り小百姓迄堅申付書付取置候而、於後日相違之儀御座候とも申分御座間敷候所如件

寛永十二年三月十日

大庄屋九人

宇野 七右衛門殿

大竹与三左衛門殿

この請書によつて明らかにされる所は、(1)すでに安藤氏の指摘される所であるが、いわゆる公儀組でなく村人立会で実施されたのであり、百姓より申分をしないこと。(2)上々・上・中・下・下々の位付は惣吟味で決定し、異議があれば換地をすること。(3)新しい石盛はせず、位・畝数・作主および本帳の上・中・下、畝数、分米を記す。地撫の結果位・畝数は変るが、分米はそのまゝであること。が指示されているのであり、重要なことは、これらは御公儀々の御蝕渡の通りに行なうということである。この点、安藤氏は地撫帳の文言を検討され、農民自らの手によつて行なつたことに特色を見出す

れ、段階として、有力者が撫合った村、庄屋・頭百姓・肝煎の他に地主が立相った村、惣百姓立会った村、委員を入札によって選出した村の例をあげて村の進歩の度合を論じておられるが、右の謄書で明らかのようにこれら文官は藩から触渡されたものであり、むしろ力点は「私共永下と啓歩作り小百姓迄堅申付、書物取置候而、於後日相違之御座候とも申分御座有間敷候」というところにあるのではないか。従つてこれを農民の要求に基づく農民の檢地として評価することはできないのではないか。むしろ逆に農民の要求に應ずる形をとつて、元來農民との摩さつを生じやすい檢地を完了して領内を把握したばかりか、農民立会のもとに実施することによって領主との対立を村内農民間の対立にすりかえて了つたと云えよう。

④ 「寛永11年より同15年4月迄御触状」(淇水文庫刊)、阿蘇郡では同年一二月三日の「御書出し」によって地撫を指示している。(御郡方文書)

⑤ 寛永一二年二月二九日細川忠利書状(河喜多五郎右衛門、乃美主水宛、県史料近世二一〇八・二五二)

⑥ 「寛永11年より同15年4月迄御触状」  
安藤精一「近世初期肥後の地撫」(熊本史学4号)に多く例がある。

### 三

細川氏の地撫における第一の段階から第二の段階への移行は寛永一一年に求められるが、そうした転換の契機として、寛永一〇年九月九日の益城郡村々庄屋連印があげられるのではあるまいか。この

事件に至る経過をみると寛永一〇年五月七日に檢地の規定、八月には代官が任命され、各郡の前年度の蔵納高・物成が明らかにされているが、こうした事態の進行は庄屋・農民に少なからぬ動搖を与え、九月九日に益城郡村々庄屋一四六人が連署して、(1)加藤氏檢地の不公平ときびしき、(2)当土免の高免、(3)加藤氏の苛政による農村の衰微のための年貢皆済難政の三点をあげ、百姓の困窮を訴えたのであった。これに対して藩当局は第一項と第三項は先代のごことでありとしてこれをしりぞけ、第二項については庄屋・百姓らが吟味の結果御免帳を上げたのであつて、今になって高免と称するのは不適當であるとしてしりぞけた。しかしながら、老中に対し肥後国百姓の生活安定を報じている忠利にとつて、一方では細川家の肥後仕置をひぼうする加藤正方の働きもあり、庄屋・百姓の要求は押えたものの對農民政策の転換を痛感したに違いない。寛永一一年一二月以來地撫に関する通達が何度となく出され、時として変更されたりしことは前述の史料でも窺えるが、「山本郡山城村地撫帳」にも「御一書を以被仰渡承届判形仕り差上申候、直ニ數ヶ度御口上ニ而被仰付候」とあつて、慎重に事を運んでいる。

結局、加藤時代の苛酷な檢地を手直しするということを名目として、細川氏の地撫は始められたであらうしその結果細川氏は庄屋・農民の抵抗を受けることなく、肥後全域を把握することに成功した。寛永一二年六月の段階で山鹿郡の蔵納地が把握されている。(第二表)現存する郡単位の集計は山鹿郡だけであるが、恐らく各郡の蔵納地について集計がなされた筈であり、これによって藩財政の基礎が確保されたに違いない。

第二表 山鹿郡御蔵納村々における先帳前・元畝・拼畝

村名	先 帳 前			毛 付		
	畝 数	高	内 永荒引高無坪	元 畝	残 高	拼 畝
	町セ歩	石		町セ歩	石	町セ歩
湯之町	125.53.20	1,193.11936		116.63.15	1,102.94603	100.98.27
南 嶋	117.47.03	1,161.85921		101.27.02	1,044.209	94.17.15
石	68.36.01	704.2849		68.09.04	693.5796	61.78.24
宗 方	7.28.18	88.9610		6.22.18	60.000	5.52.11
坂 田	1.12.25	10.17935		1.03.15	9.520	0.93.27
城	9.46.25	89.7812		8.94.09	84.9424	8.01.00
麻生野	3.64.12	36.58134		3.51.17	34.909	3.09.19
小 原	84.97.21½	768.486		81.66.16½	741.7435	65.45.00
高 橋	49.47.28	548.9734		47.98.23	532.2477	41.98.03
上御宇田	113.51.17	1,414.6202		109.73.27	1,067.5663	97.39.24
下御宇田	121.09.07	1,070.6275		117.11.09	1,041.8961	108.03.06
上 杉	12.30.02	137.397		11.28.00	117.1559	10.07.09
下 杉	3.65.23	38.413		3.50.29	36.926	3.04.27
上平山	1.06.13	9.9925		1.02.08	9.645	1.00.21
下平山	9.62.28	88.4785		9.00.25	84.264	7.99.29
久 原	12.15.24	134.9076		11.40.21	126.19467	10.09.06
上津留	7.47.21	70.773		6.72.02	65.3075	6.21.05
上内田	187.61.28	1,828.83678		173.49.29	1,711.7602	128.40.03
多 久	71.88.14	553.85325		70.36.05	534.40425	55.66.21
矢 谷	17.11.09	131.47608		17.08.13	131.16078	14.50.12
上永野	56.46.14	502.3396		55.14.02	486.6318	49.51.12
下永野	41.06.06	434.8264		39.71.18	418.1414	32.28.27
			町セ歩 61 35.13			
惣 計	1,122, 32.21	11,018.76767	石 834.616.85	1,060, 97.08	10,134.15032	915.88.24

「山鹿郡御蔵納地拼一紙帳」



ところで、地撫の結果毛付の位付・面積には変化が現われたが、それは分米および村高には全く影響していない。そのことはすでに村高が確定しており、従って村高は毛付高によって左右されないことを物語っている。地撫は村高の内部における負担の不均衡を解消するものであったから、田畠の石盛をあげることによって不均衡は正をはかるほかなかった。加藤氏における村高は石盛×面積のトータルとして打出されており、石盛は上中下の各位における標準生産力の表示でもあったが、寛永地撫の結果石盛は村ごとに變化しており、生産力を表示する基準としての意味を失った。従って村高も生産力を表示するものではなくなり、これに代る生産力表示として物成（収獲可能額）が登場してくる。寛永期細川領における地撫と免割の関係を阿蘇郡南郷木原谷村の事例でみる。

この村の田畠畝数は「南郷御蔵納木原谷村地撫御帳」<sup>(33)</sup>によれば次の如きものである。

一紙

- 元畝八町七畝拾八歩 分米五八石七斗貳升五合三勺八才
- 田畠畝数合拾壹町貳反四畝九歩
- 内
  - 元畝貳町八反九畝九歩 分米三拾三石八斗二升七合七勺貳才
  - 田方三町三反壹畝貳拾四歩
- 元三反四畝九歩
- 上田三反六畝貳拾壹歩
- 元九反壹畝三歩

- 中田九反六畝三歩
- 元壹町貳反貳畝拾五歩
- 下田壹町三反貳畝貳拾七歩
- 元五反四畝拾貳歩
- 下々田六反六畝三歩
- 元貳町八反四畝拾八歩 分米拾八石八斗七升六合壹勺六才
- 畠方三町貳反壹畝拾八歩

内

- 元貳反七畝
- 上々畠三反七畝貳拾四歩
- 元貳反壹畝拾五歩
- 上畠貳反四畝貳拾七歩
- 元九反四畝拾五歩
- 中畠壹町貳反捌畝拾八歩
- 元六反八畝拾八歩
- 下畠七反五畝九歩
- 元七反四畝
- 下々畠七反
- 元貳町三反三畝七歩 分米六石貳升壹合五勺
- 山畠四町七反貳拾七歩
- 内
  - 元四反九畝三歩
  - 上山畠八反四畝拾貳歩
  - 元七反貳畝六歩

中山畠町三反六畝拾八歩  
元町壹反貳畝

下山畠町四反九畝貳拾七歩

高武石九升貳合壹勺壹才 永荒

惣高合六拾石八斗壹升七合五勺

また寛永期肥後領における唯一の免割帳である「川ノ口村免割帳」は幸なことに木原谷村六拾石八斗壹升七合五勺を含んでおり、両者によつて、地撫の結果が免割に如何に反映しているかをみるこ  
とができる。この村の田方について（畠方以下は省略）

分米三拾三石八斗貳升七合七勺貳才

田方畝數三町三反壹畝廿四歩

内

上田三反六畝廿壹歩

御物成三石八升貳合八勺 壹反ニ付八斗四升

中田九反六畝三分

御物成七石五斗五合四勺 壹反ニ付七斗八升壹合宛

下田壹町三反貳畝廿七歩

御物成九石三斗三合 壹反ニ付七斗宛

下田六反六畝三歩

御物成四石壹斗貳升六合四勺七才 壹反ニ付六斗貳升四合貳勺

五才宛

田方御物成合貳拾四石壹升七合六勺七才

とあつて、これは地撫の結果をうけているが、分米は田方總數で示されるのみであつて、各等級においては畝數・御物成及び反別物成

第三表 寛永15年反別当物成

	川口村	沢津平村	木原谷村
上々畠	3. 55	3. 30	3. 19
上 "	3. 14	2. 93	2. 77
中 "	2. 76	2. 58	2. 37
下 "	2. 37	2. 20	1. 96
下々 "	2. 00	1. 82	1. 55
上山 "	1. 50	1. 46	1. 20
中山 "	1. 10	1. 09	0. 73 2 5
下山 "	0. 63 2 4	0. 71 5 3	0. 46 0 3

（米反）が示されるにすぎず、各級における分米（石盛に關連する）は問題になっていないのである。免割において物成額こそが問題なのであつて、反別收極高は意味を失つていたのである。撫高の成立が物成を基準としたと同じく、この「免割帳」であるから当然免率が出されるわけであるが、右のように物成が出された結果副次的に免率が出されたのであつて、そのことは免率が毛付高に対してではなく惣高に対して計算されるにすぎず、川口村の三ツ六分六朱壹厘に対して、木原谷村では五ツ六分貳朱として示されるのであり、それは田畠の分布の相違の結果物成額に差が生じたのであつて、第三表にみるように反別物成（米反）は村によつて相違しているのである。

これらのことから類推すると、地撫は必らずしも正当な生産額を客觀的に把握するためのものでなく、物成額の納付を村内において相對的に甲乙なく位置づけるために行つたものであつたのではないか。村における収奪可能な物

成額が基準としてこれを村内の田畠の実態に応じて割付けるための作業であったといえよう。

- (2) 「寛永御郡方文書」(『肥後藩の政治』所収)
- (3) 「御郡方文書」(永青文庫)
- (4) 細川三斎書状(細川忠利宛、細川家史料5—78・81)
- (5) 熊本県立図書館蔵(一五四〇番)
- (6) 全右藏「山鹿郡御蔵納地掛一紙帳」(二五一一番)
- (7) 熊本県立図書館蔵(三九一五番)
- (8) 川口文書(『熊本県史料中世篇3』所収)
- (9) 森山恒雄「地方知行の一考察」(『肥後細川藩の幕府』所収)

## むすび

以上の検討によつて、寛永期肥後の地撫には、(1)寛永七年以前の加藤氏による地撫、(2)寛永10—11年の細川氏による、加藤氏の地撫の継承および細川氏独自の様式の混在、(3)寛永12年以降の、細川氏独自の地撫の三段階があること、(3)の段階には、イ蔵納地を対象とする寛永12年の地撫、ロ給知を対象とする寛永14年の地撫(一部に例えれば寛永15年の山本・八代両郡、寛永16年の玉名郡のような積み残しの分を含む)、ハ寛永15年以降の地撫、の三様のみられる点、が明確となった。

而して細川氏は百姓立会による地撫を実施することによつて、加藤氏時代の上中下三段の地位を上々上中下々の五段に編成替えすることによつて、より精密に地方を把握することに成功した。この場合地撫が百姓の申出により村落内部の不均衡を是正するという

形をとりながら、実は領内全域の把握に成功しているものであって、もっとも巧妙な地方の実態把握であったといふべきであろう。従来地撫の評価として、百姓立会が村落民主性の表現として捉えられる傾向にあったが、この点藩の政策として百姓立会の地撫がなされたというのであるから、この評価は改められるべきであろう。

もう一つの問題は地撫において明確にされた地積の実態は全く顧みられなかったことである。地撫の結果地積に変動がなくても、村高には影響せず、村内における物成負担には変化がみられない。以後石盛は実質的な意味を失つて、以後物成額が基準となつて来るのである。そのことが生産力に照応するものとして把握されるようになるのであり、村謝による物成額を村人がいかに甲乙なく負担するかを村自体に決定させるための作業であったとしてよいであろう。

従つて、地撫の結果免率は村ごとに異なつて表現されるに至つた。